

## 松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 赤木崇敏

【所属】(助成決定時) 神戸市外国語大学 外国学研究所

### 【研究題目】

中央アジア出土文書による唐代中国の文書行政システムの研究

### 【研究の目的】

東アジア世界に多大な影響を及ぼした唐帝国(618~907年)がその支配秩序を維持する装置として採用したのは、高度な官僚制と緻密な文書行政システムであった。とりわけ後者、文書によって皇帝の意思を確実に帝国全土に通達し、或いは国家機構の各レベルの決定を迅速に関係各部署に伝達するこの情報伝達のシステムは、人体の神経組織にも比すべき重要なものであることは贅言を要すまい。この唐が進出した中央アジア地域から出土した唐代公文書群は、文書行政やそれを運用した行政機構を解明する上で、編纂史料からは窺えない貴重な情報を提供してくれる実例である。

しかしながら、従来の研究は文書の内容面の分析に止まり、その形態面や機能面にまで踏み込んで検討することはほとんどなかった。文書史料は、同時代の生の情報を伝えてくれるとはいえ、中央アジアの特殊な自然環境下で偶発的に現在まで生き延びたが故に極めて断片的であり、内容面から窺えることは限定される。従って、これらを十分に活用するには、文書を実見調査した上で、文書本来の姿や文書としての機能を再構成することが不可欠である。本研究は、このような古文書学的手法に基づき、日本を含む周辺地域にも受容された唐代文書行政システムを解明しようとするものである。

### 【研究の内容・方法】

本研究では、文書行政という情報伝達システムの分析を通じて、唐帝国の支配体制を明らかにすることを志す。具体的には、(1)唐代公文書の種類・書式・機能・伝達経路・情報内容・発信者と受信者の社会関係など各データを抽出し、(2)行政機構の各レベルにてどのような情報伝達が図られたかを明らかにし、(3)それらを統合して、帝国全体の情報ネットワークの再構築と、それを運用した行政機構の構造及び運用原理を解明する。

先行する研究では、律令制研究という側面から、運用の基本原則である公式令の復元を目的のひとつとしたため、出土文書の利用に際しても公式令規定に則してその種類や機能を決定し、史料の時代性や地域性を無視するくらいが否めなかった。しかし、現実の行政の場においては、理念先行で形式的整合性を重視する公式令の規定が実際に機能しえたか否かは改めて検討を要する課題であろう。とりわけ唐代中期以降は、帝国の辺境支配の弱体化に伴って既存の行政機構とは統属関係を有さない新たな官職や官府(節度使・観察使・軍鎮など)が新設されるなど、文書行政を執行する行政機構そのものが既存の律令官僚制から大きく変化し、文書行政の在り方も変質を迫られたはずである。申請者はこれまでの研究において、唐代前半期の吐魯番地方における文書行政の解明を進めるとともに、そこに見られる特徴が形を変えつつも宋代にまで継承される見通しを示した。そこで本研究は、これまでの成果・問題提起をさらに発展させて、兵士のリクルート・戸籍管理、物資補給、交通・輸送機関の運用など軍政と民政が密接に関係しあう事例を中心に、(4)唐中期~宋初の文書行政の沿革を実証的に明らかにすることを最終的な課題としたい。

### 【結論・考察】

本研究ではロシア・サンクトペテルブルクにある東方文献研究所で中央アジア出土文書の実見調査を行い、以下の成果を得た。まず、8世紀中葉までの律令官制下の文書行政においては、律令官制の建て前である官府間の統属関係と組織形態に応じた文書伝達システムが整えられた。この中心的役割を果たすものは、統属関係が明確な官府間において使用される符式と申式という書式である。

また、この二式の及ばない領域を輔佐するものとして、「因事管隸」関係(臨時的な統属関係)が発生する官府間にて用いられる牒式、平行文書の移式・関式、そして略式の帖式・状式などが定められた。しかし8世紀以降に勢力の伸張した令外官たちは、既存の律令官制とは統属関係を有さないため、符式や申式でなく官府の統属関係や組織形態を無視して授受しうる牒式を主として用いた。その結果、8世紀の文書行政は、符式・申式を中心とする律令官

制の文書伝達と、牒式を中心とする令外官の文書伝達の二系統が並立することとなった。さらに9世紀以降には、利便性に優れ発給手続きを簡略化した帖式・状式という略式書式が、次第に文書伝達の中心を占めるようになった。このように、唐代中期以降の文書行政においては、牒式・帖式・状式の利用範囲が次第に拡大していくとともに、従来他の書式が受け持っていた機能や伝達をそれらが代行していった。この牒式・帖式・状式の使用領域の拡大と機能の多様化こそが、唐代中期以降の官文書体系の特徴といえよう。